

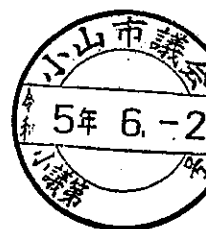
視察調査・研修会等報告書

令和 5 年 5 月 27 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議長 篠崎 佳之 様

議員氏名(片山 照美)



研修・視察日時	令和 5 年 5 月 27 日
研修会場・視察先	東京都渋谷区代々木 婦選会館
研修名・視察目的	1, 子どもを権利の主体とする「子ども政策」の推進を
応対者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	なし
調査概要	2023年から「こども基本法」が施行されます。「こども家庭庁」が動き出します。こども、若者が希望する未来をつくる実践活動を学び、今問われる質への転換とは何かを学びます。
市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等	不登校や引きこもり、いじめ等の問題など総合的な事業構築を重ねている中野先生の講義を聴くことで、議会個人質問に反映したい。 また、保育の現場を知ること、保育の質や役割を確認し、小山市の現状を確認したい。 スマホ世代の現状を確認し、いじめ問題に反映したい。

視察調査・研修会等報告書

<子どもを権利の主体とする「子ども政策」の推進を >

1, 「子ども・若者の声を聴いて」

事例を通して

子どものかわりには相談をすること、話を聞くこと、支援をすること、就職を支援することが大切ということを理解しました。

関わりは、継続支援が大切で、そのキーワードは学校以外の場、居場所を地域に作ることが大切
居場所を地域に作っていけるか？本当の地域づくりが大切。

東京都での貧困や不登校

小学校の不登校は、8,074人、中学校の不登校は3,993人、中途退学者は4,410人

なんらかの理由で高校へ進学しなかったり、高校を中退した子供は不安があり誰かに相談できる話せる居場所が必要。

困難を抱える家庭の困難要因は氷山の一角である。制度からではなくその人から入る支援が必要
制度の枠は超えられない、であれば公的支援は望めない。自立に向けたネットワークの支援は、民間活力・地域の力が必要

これからの地域に求められる支援は
不登校や引きこもっていても安心できる人や場、そんな優しい地域が求められている。

2, スマホ世代の子どもとどう向き合うか

① スマホ・ネット利用の長期化

コロナ禍での自粛生活もあり、こどものインターネット利用は長時間化している。

インターネット利用時間は 平日、小学生 3 時間 33 分

中学生 4 時間 37 分

高校生 5 時間 45 分

② スマホゲームの誘導

スマホゲームや高額課金など様々な問題がある。

コロナ禍で在宅時間が増え問題を抱える子供が急増した

③ つながりを使い分ける子ども達

目的や人間関係に応じて SNS アカウントを使い分けるため、「表」にでない交流がある。

④ あらたな「つながり」の形

子どものつながりはラインやツイッターなどの SNS だけではない。「トークアプリ」=声で会話で仲良くなる。

視察調査・研修会等報告書

不適切保育にならないように、不適切保育の事例を集め、どのように対応したら適切にならないか具体的に言葉かけやしぐさ等の確認の必要がある。

④ 保育士の労働環境 働きやすさとは

話し合いの時間の確保、同僚性を高める。保育士同士の連携や専門職、期間との連携も必要
園長や主任の管理能力等の育成も必要

⑤ 保育所へ足を運ぶことの大切さ

保育の質をみんなで確認し、見守ることができる。

市川房枝政治参画フォーラム2023
子どもを権利の主体とする「子ども政策」の推進を！

「子ども・若者の声を聴いて…」

～地域(橋本)に広がる子ども若者支援～

一般社団法人栃木県若年者支援機構 代表理事
栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センターポラリス☆とちぎ センター長
高根沢町教育委員会教育委員(5期目)
とちぎ子どもの権利条約ネットワーク 共同代表

【自己紹介】中野謙作

- ・昭和34年東京生まれ、63歳。平成7年に高根沢町で学習塾を始める。
- ・平成8年当時に出会った少年少女がきっかけで約28年間、子ども若者支援を続ける
- ・平成22年4月、一般社団法人栃木県若年者支援機構を設立。
- ・平成26年より栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター受託運営

S子との関わりは28年。困難の度に支援が変遷していく
必要な時に必要な支援が…

関わりは、高校卒業したら、
大学入学したら、就職したら、
結婚したら、子どもができたら
終わりではありません。
子ども若者はいつどこで困難に
出会うかわかりません。
だから、家族以外の第三者が
寄り添い支える…
⇒継続(伴走)支援が大切

学習

学習

通い始める

意なる

スマホ世代の子どもとどう向き合うか 【石川氏】レジュメ
 ～SNS、ゲーム、ネットいじめの問題を考える～
 市川房枝政治参画フォーラム2023・補足資料

タイトル	概要	メモ
スマホ・ネット利用の長時間化	コロナ禍での自粛生活の影響もあり、子どものスマホ・ネット利用は長時間化している。 平日1日あたりのインターネット利用時間平均は、小学生・3時間33分、中学生・4時間37分、高校生・5時間45分に上る。	
スマホゲーム(オンラインゲーム)の誘導	無料のゲームアプリがたくさんある。24時間いつでも遊べる。ゲーム内で友達ができる。そんなスマホゲーム(オンラインゲーム)には、依存や高額課金など、さまざまな問題がある。コロナ禍で在宅時間が増えたことなどを理由に、こうした問題を抱える子どもが急増した。	
「つながり」を使い分ける子どもたち	多くの子どもが本アカ、裏アカ、趣味アカなど、目的や人間関係に応じてSNSアカウントを使い分けるため、「表」に出てこない交流がある。 「裏アカ」や「闇アカ」では、友達の悪口や学校生活への不満、家出や自殺願望などの投稿も少なくない。	
あらたな「つながり」の形	子どもたちの「つながり」は、LINEやツイッターなどのSNSだけではない。「ボイスSNS」や「トークアプリ」＝「声で会話して仲良くなる」アプリで見知らぬ人と仲良くなったりする。ときには相手からチップ(ポイント)をもらい、獲得数に応じてアマゾンギフトカードなどと交換できる仕組みもある。	
SNSに潜む性的トラブル	SNSで知り合った男に、子どもが裸の自撮り画像を送ってしまった—こんなニュースに接したとき、多くの人はその背景が理解できない。なぜ子どもが見知らぬ男と仲良くなるのか、よりによって裸の画像を送るのか、被害の経緯がわからないまま「子どものほうも悪い」などと考えがちだ。SNSに潜む性的トラブルはどんなふうに起きるのか、具体的な流れを見てみよう。	

市川房枝政治参画フォーラム2023

保育の質を考える

～保育の環境・保育士の労働条件・保護者支援～

川村学園女子大学
手塚 崇子



1. 自己紹介

川村学園女子大学教育学部幼児教育学科

手塚 崇子（てづか たかこ）

博士（経済学）、社会福祉士・保育士・幼稚園教諭2種免許状

※保育士養成をしている

（子ども家庭福祉、保育者論、施設実習等担当）

【研究分野】

保育行政財政制度、幼保一体化施設、認定こども園の研究、
自治体&保育所等のフィールドワーク研究（アクションリサーチ）

⇒「子どもは社会で育てる」ことを提唱

保育園と役所担当課との連携、保護者支援

※2022年度 基盤研究(C) (22K02468)

「コロナウィルスに関する危機管理における保育現場と自治体担当課との連携」
(代表)

視察調査・研修会等報告書

令和 5 年 9 月 11 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議員 篠崎 佳之 様

議員氏名(片山 照美)



研修・視察日時	令和 5 年 8 月 17 日・18 日
研修会場・視察先	全国市町村国際文化研究所 (滋賀県大津市唐崎)
研修名・視察目的	「自治体予算を考える」
応対者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	自治体予算、決算の原則、制度、歳入、歳出予算の基本的な事項について学び、財政運営について理解しすることができる。
市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等	基本的なことを学ぶことで、予算審査、決算審査のあり方をより深く学ぶことができ、的確な予算審議ができるようになる。

視察調査・研修会等報告書

8月17日

初めに、予算とは税金の使い道を決めること。＜収入は固く見積もり、支出は固く出すはよくない。＞
 予算の使い道を決めることで、将来の自治体の財布の財政状況を決めていく。
 使い道(木を見ること)は意外と簡単に決められるが、全体像(森を見ること)が難しい
 何をもって豊といえるか。自治体の最大の目的はお金の使い道を決めることにある。

予算の意義

予算とは一般会計年度(4月1日～翌年3月31日)の歳入と歳出の見積もり

会計年度は独立 各会計年度の歳出は、その年度の歳入を充当

統計予算主義 収入のすべてを歳入予算に計上、支出のすべてを歳出予算に計上

(＊歳入予算 収入の見積もり、＊歳出予算 見積もりと同時に、支出の制限と内容を制限する拘束力を持つ)

予算の意義

- ① 自治体の行政がどのように行われるかを具体的に表現した一覧表
- ② 住民を代表として議会が首長をコントロールする手段(議決により首長に執行権を賦与)
- ③ 予算を通じて首長が行政執行をコントロール(組長がやろうとしていることを予算を通して議決する)
- ④ 住民に情報提供、収めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されるかを判断する基礎

予算の種類

＊当初予算と補正予算

補正予算:予算を作った後に生じた事由に基づく(9月、12月、3月議会など)

＊通年予算と暫定予算

暫定予算:年度が始まる前に年間を通じる本予算が成立する見込みがない場合のつなぎ予算。期間限定。必要最低限

＊骨格予算と肉付け予算

骨格予算:首長、議員の選挙時期等の関係。政策的経費等の計上を避け、人権費必要最小限の予算のみを計上。後に補正

＊一般会計予算と特別会計予算

一般会計予算:自治体の財務処理の基本的な区分

特別会計予算:①特定の事業を実地する場合、②特定の歳入で特定の歳出に充てる場合において、一般会計から区分して経理(特別会計の数は自治体ごとに違っている。)

視察調査・研修会等報告書

予算のルール

会計年度独立の原則	会計年度の歳出は、その年度の歳入を充当
総計予算主義の原則	収入のすべてを予算に計上・支出のすべてを歳出予算に計上
予算単一主義の原則	予算は シンプルに
予算統一の原則	予算は統一的につくって執行
予算事前決議の原則	予算は会計年度が始まる前に議会で議決
予算公開の原則	予算は住民にオープン 兵庫県西宮市の家庭に例えての公表

予算の編成から成立・執行まで

* 予算は、約半年かけて、自治体の全組織を挙げてつくられる。

(夏の時期に、来年度の予算で何をするか)の議論にはいる。各部局では何をするかを討議する)

予算の提案と議決

予算の議会への提案は首長の専権<予算統一の原則>

予算は会計年度が始まる前に議会で議決されなければならない<予算事前議決の原則>

首長は年度開始前の一定の時期まで当初予算を議会に提出しなければならない。

都道府県・政令市 年度開始30日(3月2日)

その他の市町村 年度開始前20日(3月12日)

議会における予算審議

予算の修正

一般には議決事項全般について議会の修正権が及ぶとされるが

増額議決については制限

議会は、長の予算の発案権(提出した予算の趣旨)を侵さない限りにおいて、増額議決ができる。

予算の再議

< 予算に関する議会の議決について首長が再議に付す場合 >

●法令により負担する経費や義務費の削減・減額の議決⇒首長は再議に付さなければならない。

●そのほか、予算に関する議決に首長は意義がある場合、再議に付することができる。

専決処分

特に緊急に議会を招集する時間的余裕がない場合、首長は専決処分ができる。

専決処分を行った場合、次の議会で報告、承認を求める。

専決処分の趣旨を逸脱する目的での行使は違法

視察調査・研修会等報告書

2, 健全な財政運営の視点

3, 予算に盛り込まれた政策・事業の視点

歳入のチェックポイント

歳入に関する基本原則

自主財源と一般財源・地方税と地方交付税

法人税は変動が大きいので要注意

8月18日

地方交付税の仕組み

地方交付税の財源は、国税の一定割合＝地方固有の財源

国税のかたちで国が変わって徴収。合理的基準で自治体に再配分

地方交付税の種類: 普通交付税(94%)、特別交付税(6%)

地方交付税の交付期間

普通交付税 4月、6月、9月、11月 特別交付税 12月、3月

地方交付税の財源

所得税×33,1% 法人税×33,1% 消費税×22,3% 酒税×50,0% 地方法人税×100%

臨時財政対策債について

どの自治体でも一定のサービスを提供できるよう財源を確保

国税5税の一定の割合では、実際は必要額が不足

毎年度加算が行われ、自治体に配分

地方債

地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入。

その他の歳入

財産収入、分担金および負担金、使用料及び手数料、寄付金

歳出に関する基本原則

① 住民のニーズの反映、地域課題への対応

② 事業の必要性

③ 行政改革の視点

④ 次年度以降の展開への考慮

視察調査・研修会等報告書

105

⑤ 合理的な経費の見積もり

歳出のチェックポイント

義務的経費(扶助費)

生活保護、保育所の整備・運営、小児医療助成、障害者介護・自立・就労訓練、医療費助成など

義務的経費(公債費) 過去に発行した地方債の償還金

投資的経費

その水準は将来の公債費につながる。

繰り出し金

後期高齢者医療費事業会計、介護保険事業会計、国民健康保険事業会計、公営企業会計などへ

地方公営企業は独立採算が原則。ただし、繰り出し基準による負担区分ルールあり

決算について

決算;一会計年度の歳入歳出予算について作成する確定的な計数票

① 歳入予算に対する出納の実績、歳出予算の適正な執行及びその成果を調査、その敵否をみる。

② 次年度予算の執行の際の指針となる。

決算関係書類

決算書・歳入歳出事項明細書・実質収支に関する調書・財産に関する調書・証書類・監査委員の意見
必要な背景の成果を説明する書類

財政を診断する

<財政診断に活用できる資料>

・財政状況の公表資料

・決算関係資料(主要な施策の成果を説明する書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産にかんする調書、監査委員意見書)

・出資法人等の経営状況の議会報告

・行政改革に関する資料

・財務4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)など

実質収支～歳入と歳出の収支は合っているか

・黒字か赤字かを判断する際の中心

視察調査・研修会等報告書

実質収支比率

・歳入と歳出のバランスの程度をみる

目安として3～5%程度が望ましいといわれている。

単年度収支、実質単年度収支

単年度収支＝実質収支－前年度の実質収支

単年度の現金の実質的な過不足額を把握

実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積み立て額＋地方債繰り上償還額－財政調整基金取り崩し額

実質単年度収支の赤字が継続⇒次第に財政が危険水域へ

財政力指数～財政面での豊かさの程度は

財政力指数が高い⇒留保財源が大⇒財源に余裕

経常収支比率

地方税、地方交付税など経常的な収入である一般財源のうち、どの程度が経常的な経費にとられているか？⇒政策的な経費などに回す余裕はどの程度あるのか？

健全化判断比率

・地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月公布、平成19年度決算から適応、平成21年4月に全面施行)

・地方公共団体の財政状況を統一的な指導で、幅広く捉え公表

・財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応。まずは自主的な必然努力を促す。

実質赤字比率(健全化判断比率の一つ)

一般会計等の赤字の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの

連結実質赤字比率

公営企業を含む全会計の赤字の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの

実質交際費比率

実質的な借金返済額の大きさ、その団体の財政規模に対する割合で表したもの(3ヶ年平均)

将来負担比率(健全化判断比率の一つ)

視察調査・研修会等報告書

令和 5 年 10 月 23 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議員 篠崎 佳之 様

議員氏名(片山 照美)



研修・視察日時	令和 5 年 10 月 11 日・12日・13日
研修会場・視察先	札幌市 一般社団法人 総合相談 ジョイン NPO 法人女性 サポートアジール NPO 法人 ベトサダ
研修名・視察目的	生活困窮者支援や相談窓口が、地域に設置されている現状を把握し 小山市でも実践できるかどうか検討する為
応対者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	一般社団法人総合相談 山中啓史 NPO 女性サポートアジール 波田地利子 NPO 自立支援事業所ベトサダ 菅原勇也
参加議員(同行者)	なし
調査概要	小山市の相談事業には、高齢・子ども・そして障がい者・引きこもり等の 相談事業があります。これらの相談事業のすみわけの壁を取ることで 地域で困っている多様な相談場所ができないかどうかを検証するため に視察をしました。 また、一定の住居を持たない生活困窮者、また虐待などの理由で 住まいを持たない市民を、期限を決めて保護し新たな生活支援に繋げる 居住支援を小山市においてもできないかを調べた。
市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等	小山市に現在ある相談場所では対応できない相談を、札幌市の総合 相談事業を見学することで、どんな相談でも対応できる窓口ができない か。 また、自立支援事業所ベトサダ、女性サポートアジールの資源を 一時生活支援事業として小山市でもできないかを検証する。

視察調査・研修会等報告書

令和 5 年10月12日

NPO 法人女性サポート Asyl (アジール)

居場所を失った女性や母子のために一時的な生活空間を提供し、新しい生活の基礎作りのサポートをする団体。

*シェルター

札幌市内で行き場を失ったホームレス状態の方のためのシェルターです。(有期限付き)
利用料はかかりませんが一時的な避難場所です。衣食住を確保し、専門性のある相談員(女性)と一緒に
なって今後のことを考えます。

*サロン

シェルターの利用者、退所者、ボランティアの方が使える事務所併設のサロン
自由におしゃべりをし、時にはイベントも開催。

*アフターフォロー

シェルター退所後の生活の困りごとについて、継続して相談支援を実施しています。
なぜなら、シェルターは人生のほんの一期間で退所後に続く十数年が大切。退所後の相談には、困りごと
に相談できる社会資源への「つながる」をお手伝いしている。

*当事者研究会

当事者研究会は、自分の苦労や生活上の困りごとを研究し、みんなで共有して「活かしていく」ための
ツールです。月 1 回 SST(ソーシャルスキルトレーニング開催)
以上のような事業展開をし、シェルターだけではなくアフターフォローに力を入れている所は成功の
秘訣かと思いました。また、札幌市からの予算だけではこれらの事業を展開するのは難しく、
代表が自ら、独立法人福祉医療機構 WAM 助成金や社会福祉法人丸紅助成基金等の助成をうけ、
事業展開しているところは、小山市の事業所も見習うべきことではないかと思いました。

一般社団法人札幌一時生活支援協議会 総合相談窓口 Join(ジョイン)

相談支援員が悩みを聞き、個別の状況や課題に応じてシェルター(分室)へつなぐ。

分室一覧

- 1, 女性サポート アジール 女性対象 アパート型 定員6名
- 2, ベトサダ 男性 共同生活型 定員20名
- 3, みんなの広場 男性・女性対象 アパート型1室2名 定員10名

視察調査・研修会等報告書

4, コミュニティーハウス「れおん」 男性・女性対象 共同生活型 定員7名

以上総合相談窓口「ジョイン」で相談後4ヶ所のシェルターへ振り分け。

シェルター利用中のサポート内容

宿泊場所の提供、食事の提供、衣料品・日用品の提供、入浴場・洗濯場の提供、行政機関への同行や連携、医療機関への同行、就労支援、ジョブトレーニングの実施、調整、課題に応じた関係機関との連携、家探し、求人に関する情報提供、その他自立に向けて必要と思われる支援。

そのほかの Join の役割

・巡回相談、合同面接会・健康診断(年2回)、市民からの通報、対応(随時)

・制度周知事業の開催

・自立支援調整会議(支援プランの検討)

・ネットワーク会議の開催

事業所説明を受けている間(約2時間)の時間の中でも、電話や飛び込みの利用者がいて、ゆっくりと話す時間が持てなかった。

質問事項を事前に FAX で連絡をしましたが、対応が難しいようで実績報告のみ書面でいただきました。

別紙参照

Join では、相談員は高いスキルが必要、どれだけ当事者に寄り添うことができるか。を学びました

令和5年10月13日

NPO 法人ベトサダ 24時間 365日対応

総合相談「Join」で相談を聞き就労自立希望の男性であればベトサダで支援を行う。

支援計画作成後、労自立であれば就職活動開始。部屋探し、引っ越しなどの支援。退所までのスキームをまとめそれに対して取り組む。住まいの確保を目指し、最終的には自分名義の賃貸物件を確保し支援終了

実績報告 別紙参照

まとめ

3ヶ所の事業所を訪問し、現場の活動のお話を伺いました。

最後に訪問した NPO 法人ベトサダのような資源が、小山市にもあったら生活保護にならなくても生活の立て直しができる市民がいるのではないか。と思いました。

札幌市ホームレス相談支援センター（JOIN）の活動実績について

1 支援実績（平成27年度～令和4年度）

(1) 新規相談数 6,109件

	基幹センター	ベトサダ	アジール	みんなの 広場	れおん	合計
27年度	188	414	73	71	61	807
28年度	213	224	107	125	69	738
29年度	182	156	124	101	83	646
30年度	272	154	119	97	106	748
31年度	307	140	104	103	102	756
R2年度	552	101	120	91	72	936
R3年度	359	105	110	65	62	701
R4年度	457	90	103	68	59	777
計	2530	1384	860	721	614	6,109

(2) シェルター利用者数 2,564人

	ベトサダ	アジール	みんなの 広場	れおん	アンタップド ホステル	合計
27年度	237	47	58	33		375
28年度	179	53	116	28		376
29年度	148	44	103	25		320
30年度	154	49	97	32		332
31年度	136	49	102	33		320
R2年度	100	63	89	34	40	326
R3年度	105	53	64	38		260
R4年度	90	52	68	45		255
計	1149	410	697	268	40	2,564

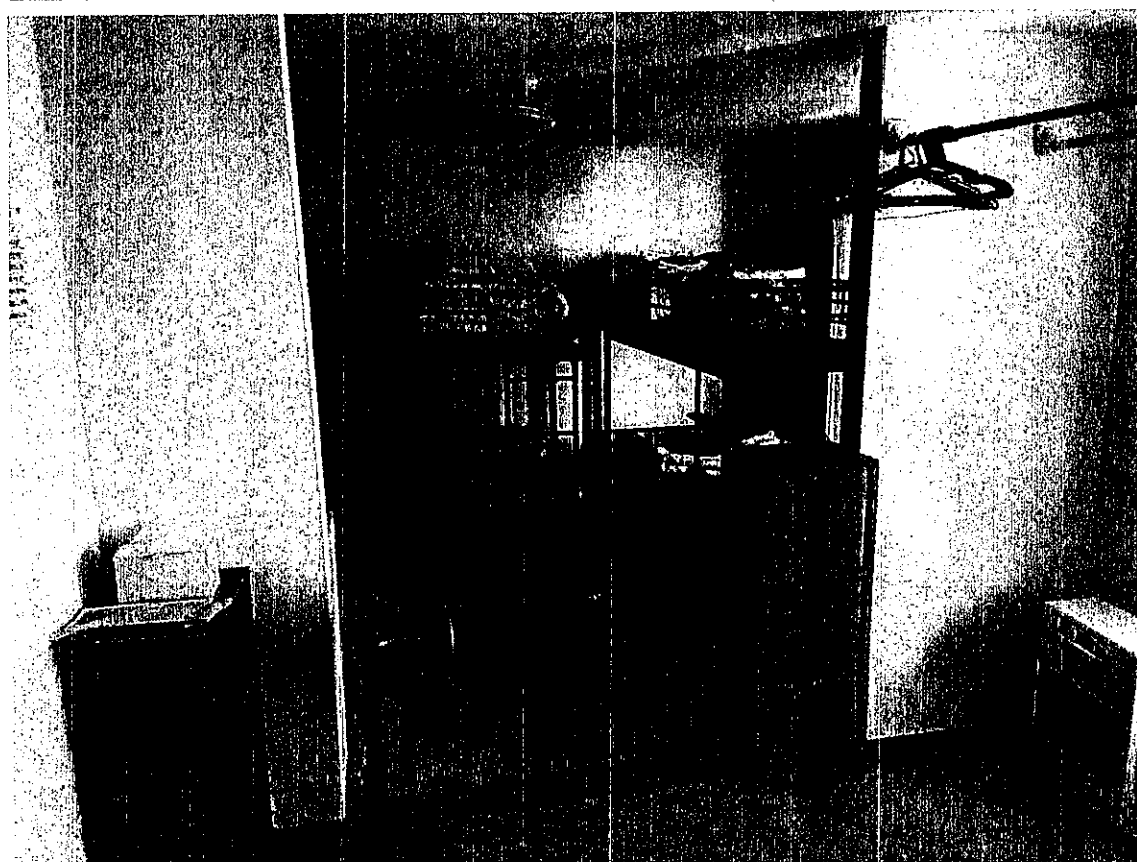
(3) 支援結果

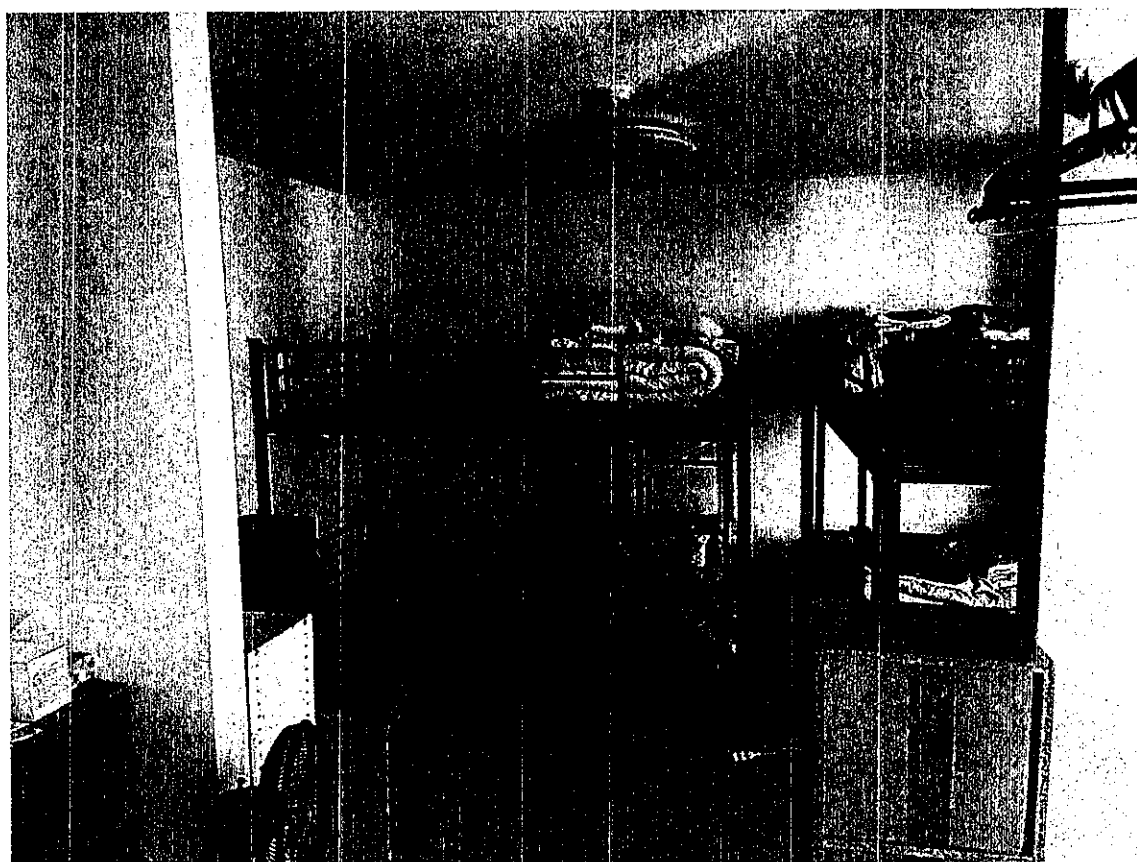
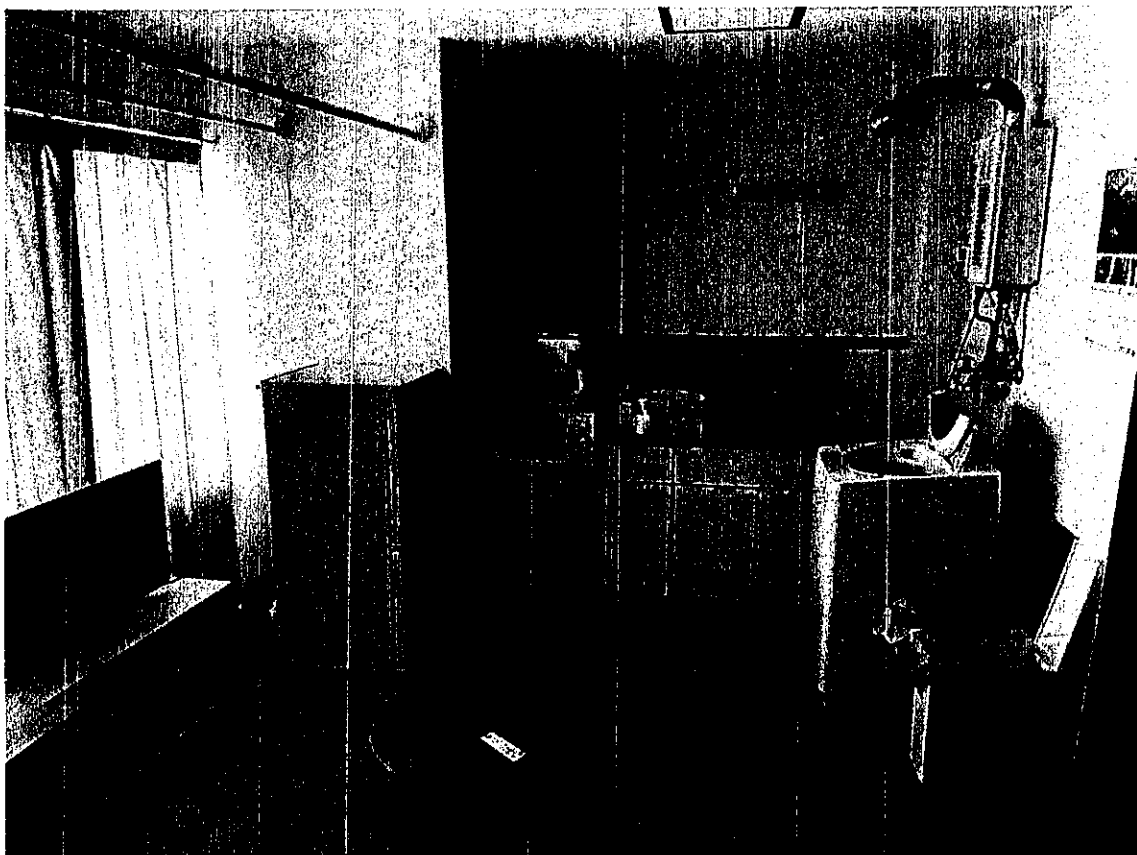
	A 当月 利用開始	B: 支援終了理由（ア+イ+ウ+エ+オ）						翌年度 支援継続
		B 小計	ア 就労 自立等	イ 生活 保護	ウ 他団体 に支援移行	エ 家族等との 関係回復等	オ 失踪等	
27年度	375	353	117	73	88	25	50	22
28年度	376	368	92	121	45	18	92	30
29年度	320	313	82	137	18	5	71	37
30年度	332	324	71	119	17	12	105	45
31年度	320	322	86	150	22	26	38	43
R2年度	326	337	92	180	16	11	38	32
R3年度	260	262	55	140	18	15	34	30
R4年度	255	253	59	130	10	16	38	32
計	2,564	2,532	654	1,050	234	128	466	239
率(100%)			25.5%	41.0%	9.1%	5.0%	18.2%	1.1%

ベトサダ利用者の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
利 用 者数	286	283	208	158	157	143	100	105	90
就 労	75	92	68	65	67	46	31	29	19
自立	26%	33%	33%	41%	43%	32%	31%	28%	21%
生 活	115	96	63	38	48	52	47	56	53
保護	40%	34%	33%	24%	31%	36%	47%	53%	59%
施設	32	40	37	22	15	6	1	2	1
病院									
そ の 他	64	55	40	33	27	39	21	18	17

平成 27 年 4 月から制度委託開始に伴い年々利用者は減少傾向にある。これについては
 困窮者が減ったということではなく間口が狭くなったことで減った。もしくは生活困窮
 者に対しての窓口が増えたことで集中していた数が分散されていると推察される。





視察調査・研修会等報告書

令和 5 年 11 月 6 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議長 篠崎 佳之 様

議員氏名(片山 照美)



研修・視察日時	令和 5 年 10 月 25・26・27 日
研修会場・視察先	西日本総合展示場 新館 (北九州市小倉区)
研修名・視察目的	全国市議会議長会研究フォーラム
応対者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	「地方統一選挙の検証と地方議会の課題」をテーマとして統一地方選挙の結果を徹底的に検証し、改めて地方議会の課題を整理したうえでその解決に向けた今後の方向性を展望する。
市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等	全国的に地方議員の成り手不足、議会への関心の低下など、厳しい現状があります。小山市では、先に行われた市議会議員選挙においてなりて不足の課題はありませんが、市民が、議会への関心が薄いことや、市政への関心も薄い現状があります。このような課題に対して、今後現職の市議会議員として、どのようにしたらいいのかのヒントやアイデア等をもらいたい。

視察調査・研修会等報告書

10月25日・26日

躍動的でわくわくする市議会に

大正大学教授地域構想研究所長 片山 善博

○地方議会を巡る現状とこれからの地方議会改革を検証する。

地方議会は岐路に立っているのではないか。地方議会の存在が薄れてきている。住民の関心が薄い。

○ 日本の地方議会に欠けていることは何か。

住民の声をどうやって取り組むか。予算は住民がわかるように説明。税率を変えない固定観念をすてる。

○現行の議会の権限を活用してもっと積極的に取り組むべきこと

議案を丁寧に読み取る。執行部の裏を取る。(それを読み取る)

○議会の常識と市民の常識をすり合わせるー市民が首を傾げることは

教育委員の任命は本を呼んで質問し、きちんと決める。

○今振り返って議会に感謝していること

鳥取県知事を4年やった中で、男子の育休トップワンになったこと。

*統一地方選挙の検証と地方議会の課題

統一地方選挙を振り返る 自民 道府県議選で過半数を維持

維新が議席倍増 関西以外にも進出 立憲は低迷 共産は5件で県議ゼロ

投票率は低下傾向が続く 41都道府県議選 41, 85% 294市議選 44, 26%

373町村議選 55, 49%いずれも過去最低に

今回の大きな特徴は、女性議員の増加、依然として無投票当選多い

パネルディスカッション

(勢一 智子)

投票率の低下、有権者が離れている。議会の知識や理解が得られない。地域の将来像をどう生かすか。

人口減少社会で重要なことは 地域の将来像をどう描くか。それに向けて限られた地域資源の投資先の厳選、地方議会で検討を

選択基準 地域の持続可能性 心豊かな暮らし

視察調査・研修会等報告書

より多くの人が議員になるために

多様な経験をした多様な世代が多様に参画する議会、社会経験が活かせる議会＋議員経験を活かせる社会。

(辻 陽)

多様な地方議会

- ・日本の地方議会での主張 →人口規模に応じて多様な執政制度の選択を可能に
- ・同じ市といえ、人口370万から1万人を切る市まで多様。それに合わせて、議員報酬の額も多様。
- ・人口規模が大きい自治体では、議員報酬だけで生活できる。つまり、専門化できるが、そうではない自治体では「兼業」しないと生活できない。

(濱田 真理)

ハラスメントの実態から考える

地方議員に対するハラスメントの実態

立候補や検討中、また立候補準備中に有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けた人は全体の61, 8%、男性の58, 0%女性の65, 5%

議員活動や選挙活動に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けた人は全体の42, 3%
男性の32, 5%、女性の57, 6%

・都道府県議会の主なハラスメント対策

独自のハラスメント対策をしている議会は合計15議会

① 議員向け研修(山形、群馬、神奈川、愛媛、長崎、大分、鹿児島)

2022年11月24日の福岡議会の研修を入れると9議会

② 倫理規定の整備(福岡、大分)*20232月22日に大阪府追加

③ 議会に相談窓口(群馬、長崎、愛知、長野)

④ その他

秋田(防止に関する申し合わせの決定)

富山(相談窓口設置を議会改革推進会議で検討)

福井(各会派の場などで周知)

愛知(「人権尊重の社会づくり条例」を制定)

鳥取(政治倫理条例で議員から職員へのハラスメントを禁止)

視察調査・研修会等報告書

ハラスメントに関する条例制定

- 自治体職員のハラスメント防止等については、通常、自治体の要綱や規程等において定められており、議員については政治倫理条例で規定する政治倫理基準において定めているものがある。

令和5年9月25日時点で32条例が確認できる。

- 条例ごとにハラスメントの対象はバラバラ

・特別職を含む職員・議員によるハラスメント 狛江市 五戸町 池田市 曾於市 大和市

・特別職の職員・議員によるハラスメント あさぎり町

・議員によるハラスメント 川崎市、忠岡町、七戸町、東松山市、世田谷区、仲間市、三股町
愛別町、吉野川町、四日市市、えびの市、恵庭市、築上町、
蔵王町、松重町、人吉市、本巢市、柏市、等

・他

ハラスメント相談センター 2023年統一地方選挙窓口の結果分析

- ・総合相談件数は7件、そのうち東京が1件、地方が6件

- ・7件中4件が、党内・同会派内で、上下関係の中でハラスメントが起こりやすい

- ・ハラスメント内容は、セクハラが1件、パワハラが4件、デマや誹謗中傷が3件

- ・相談者は本人が5人、家族が2人(妻を心配したケースと、家族として被害を受けたケース)

- ・その他のケース

*相談体制や議会内のルール作りが重要

何か起きた時に個々で解決するのではなく、仕組みの中で解決できるようにしておく。政党や各議会での相談窓口や第三者機関の設置などが、今後必要となってくる。

ハラスメント案件が議会や政党に持ち込まれた際に、ルールや基準を設けていない場合、対応が非常に困難になる。近年はハラスメント問題に対するメディアや市民の関心が高く、適切な対応がされない場合の社会的制裁は大きい。ハラスメント倫理条例等の制定を行い、ルール作りをしておくことが必要。

北九州市の取り組み (市議会議長 田仲常郎)

市民に市議会をもっと身近に感じてもらうために、本市の課題をテーマにした議員と市民との意見

交換会 ライブ配信等

ドリーム配信(中学生議会)

北九州市における議員立法

・北九州市商店街の活性化に関する条例

・北九州市中小企業振興条例

・北九州市こども読書活動条例

・北九州市官民データ活用推進基本条例

視察調査・研修会等報告書

・北九州市子ども虐待から守る条例

「議員の成り手不足問題への取り組み報告」

はじめに

地方政治を見る視点;政治の劣化だけではなく、政治の台頭。(議会改革等)後者を活用し、前者を克服する視点を!

<議員の成り手不足は住民自治の劣化を招く 成り手不足の問題を再確認する>

選挙が無いことは議会・議員の政党性に疑問府がつけられる。無投票で議員となった人からは、審判を仰ぎたかったという。投票率の低下とともに、選挙を通過しないで当選することは、民主主義の機能不全である。

<議員の成り手不足の要因と解消の正攻法

(成り手不足の要因)

○ならない要因;議会・議員の魅力が伝わらない。条件の悪さ(低い議員報酬等)

○なれない要因:地域力の低下、法律による縛り、

<解消の正攻法>

住民の福祉の向上(地域力アップ)→議会・議員の魅力の周知→報酬増額等の条件整備→法律改正

*議会報告会・市民との意見交換会、政策サポーター・議会だよりモニター・議員の学校

<解消法に正攻法の整備豊富化>

○新しい層の開拓:女性・若者(会議貴族改正、オンライン活用、ハラスメントの防止

○条件整備:新しい原価方式の導入、政務活動費の充実等

<解消方途の誤解>

住民への説明なき議員報酬増額、定数削減、恒常的な夜間議会、住民総会

最後に

興奮するための取り組み「多様性」が地方を強くする。住民自治の根幹として議会を養えるか?

新人議員向けの暗黙のルールを教える勉強会をする。

視察調査・研修会等報告書

令和 5 年 10 月 28 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議員 篠崎 佳之 様

議員氏名(片山 照美)



研修・視察日時	令和 5 年 10 月 28 日
研修会場・視察先	東京都渋谷区代々木 婦選会館
研修名・視察目的	誰も置き去りにしない社会を！
応対者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	*シングルマザーの困難と女性の人権 シングルマザーの現状と制度 コロナ禍とシングルマザーへの影響、さらには物価高へ シングルマザーズ・フォーラムの取り組み・今後の課題と取り組み *女性に困難を抱えさせない健康福祉とは *年収の壁にどう取り組むか。 国民年金の真の壁の理解、
市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等	*シングルマザーを始め、困難を抱える女性を支える為の具体的な 政策を学び、当事者に寄り添い活動する専門家の提言を学ぶ。 また、女性の人権を尊重した性と健康とは何かを改めて学ぶことで、 小山市として、市民への寄り添い方や支援がよりいっそう改善 される。 *社会保障、特に国民年金と国民健康保険の歴史と成り立ち、そして 将来像を学ぶことで、小山市としては今後どのように取り組みをしてい ことが大切かを学ぶ。

視察調査・研修会等報告書

10月28日

*シングルマザーの困難と女性の人権

シングルマザーの現状と課題

ひとり親世帯数、30年間で母子世帯数は1,4倍 但しここ数年は減少

母子世帯数 84,9万世帯→119,5万世帯

父子世帯数 17,3万世帯→14,9万世帯

同居者あり 46,2%(55,6%)

ひとり親になった理由 約88%が離婚 死別5,3% 非婚10,8%

就職率は高い 86,3% 父子世帯 88,1% 非正規雇用 38,8%

年間就労収入は低い 母子世帯の母の収入 236万円 父子世帯の父親の収入 496万円

子どものいる世帯の平均所得と比較すると 母子世帯373万円 父子世帯収入 606万円

ひとり親の貧困とは

お金の貧困、時間の貧困、関係性の貧困(社会的孤立)

・平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て、生活支援策」、「就業支援」、「職業支援策」「養育自立の確保」、「経済的自立支援策」の4本柱により、施策を推進中。

・平成24年に「母子家庭の母及び父子の就業の支援に関する「特別措置法」が成立

・平成26年の法改正により支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。

・平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増実施

<子育て・生活支援> 母子、父子自立支援による相談支援、ヘルパー派遣、保育所等の優先入所

子供の生活・学習支援 事業所による子どもへの支援

母子生活支援施策の機能拡充など

<就業支援> 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワークとの連携による就業生活支援の推進

母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

能力開発等のための支援

養育費確保支援

養育費相談支援センターの事業の推進・母子家庭等就業・自立支援センター等における療育費相談の推進

「療育費の手引き」やリーフレットの配布など

視察調査・研修会等報告書

経済的支援 児童扶養手当の支給、母子・父子寡婦福祉資金の貸し付け

就職のための技能習得や児童の就学など12種類の福祉資金を貸し付け

養育費・面会交流

養育費の取得率が母子世帯で約5ポイント。面会交流率等全体に上昇、面会交流率のほうが養育費取り決め率より高い。

・ひとり親のための制度

児童扶養手当・医療費助成・貸付・就労支援・児童育成手当(東京都)

・子育て支援 児童手当・幼児教育無償化

・教育費 就学援助制度・高校授業料無償化・就学支援制度(高等教育無償化)

・生活困窮者支援 住居確保給付金・貸付・生活保護

就労 ハローワーク・マザーズハローワーク

児童扶養手当

<目的> 離婚による一人親世帯、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭

の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。(平成22年8月より父子家庭も対象)

支給額44,140円 支給回数隔月 2019年から

支給期間 18歳になった次の3月31日まで

コロナ禍とシングルマザーへの影響 物価高騰

コロナで生活苦の母子家庭 体重減った子 東京は1割弱 余裕のない暮らし

新型コロナより物価高騰の方が家計の影響が大きい

支援を受ける「受援力」をつける。「助けてと言えない社会」「助けて」と言えることはその人の力&相手への信頼関係

*女性に困難を抱えさせない健康福祉政策とは

オランダの思春期ケア 親や教師に知れずに妊娠・STD 検査・中絶ケアが無料で受けられる。

日本のシステムは子供を守れていない。本当に必要なことを教えることが教育ではないか。

「困難な問題を抱える女性への支援

目的・定義:女性が日常生活を営むにあたり、女性であることによりさまざまな困難な問題に直面することが多い。困難を抱える女性の福祉の増進を図るための施策を推進

視察調査・研修会等報告書

人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現。「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害

家族の現状、地域社会との関係性その他様々な日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性

施行期日 令和6年4月1日

- ① 支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公平かつ適切な評価の仕組みについて検討
- ② 法律全体の見直し
- ③ 関係法律の整備、売春防止法

性の権利宣言2014

性の権利は、望みうる最高の生の健康を実現するために不可欠なものであるという認識のもと、世界性の健康学会WASは、以下を言明し、再確認する。

性の健康と権利は、すべての人にある。

- 1, 平等、差別されない権利 LGBTすべての人
- 2, 生命、自由、身体安全の権利—性行為、性自認
- 3, 自立性、身体保全の権利—避妊、中絶
- 4, 拷問、非人道的扱い、刑罰に関する権利—堕胎罪
- 5, あらゆる暴力、強制、強要を排除する権利
- 6, プライバシーの権利—報道におけるアウティング
- 7, 楽しめて満足できる性の権利—性的快感
- 8, 化学の進歩の恩恵を受ける権利
- 9, 情報への権利
- 10, 教育を受ける権利、包括的性教育を受ける権利
- 11, 平等かつ充分かつ自由な同意に基づいた婚姻関係又は他の類する形態を始め、築き、解消する権利
- 12, 子供を持つか持たないか、子供の人数や出産間隔を決定し、それを実現するための情報と手段を有する権利
- 13, 思想、意見、表現の自由に関する権利
- 14, 平和的な集会の自由に関する権利
- 15, 公的、政治的生活に参画する権利
- 16, 正義、善後策及び救済を求める権利

視察調査・研修会等報告書

- ・厚生年金保険料18,3%は、構成年金給付のみならず基礎年金の費用を含む
- ・国民年金保険料(月額16,520円)はあるが、国民年金という給付はない。
- ・国民年金制度の正真正銘の加入者は第1号
- ・基礎年金(満額 66,250 円)は共通の給付の名称に過ぎない。

第3号 830 万人、うち 6 割は就業者

第2号被保険者となるには常用使的使用関係が必要

被用者保険適用基準

原則 正社員の労働時間の4分の3以上、ただし被保険者である従業員 101 人以上の企業

- ① 週の所定労働時間 20 時間以上
- ② 雇用期間の見込み2ヶ月以上
- ③ 賃金月額8.8 万円以上
- ④ 学生ではない

壁問題の根本的解決には2つの方向

1, 社会保険という方法の徹底

1985年以前の年金制度に戻す。専業主婦は、国民年金制度に任意加入(強制加入してもよい。)

但し、未納の増加など皆年金の後退は覚悟する必要。

2, 皆年金という目的の重視

社会保険への福祉の混在を改め、福祉的部分は切り離し、その財源には租税を充てる。実は、こうした制度体系は1977年社会保障制度審議会から提案されていた。

政府の年金の壁・支援強化パッケージ

- ・当面の対応として、2023年10月スタート
- ・106万円の壁に対しては、キャリアアップ助成金の利用。大まかに言えば、第3号から第2号に移行し、可処分所得が減少したパート主婦に対し、事業主が手当を支給し補填するのであれば、その企業の申請に基づき、国から補助金が交付される仕組み。3年間で1人当たり最大50万円。
- ・130万円の壁に対しては、130万円を超えても、それが一時的なものである旨の証明書をパート主婦の勤務先が発行し、それを夫の勤務先の健康保険組合に提出。それによって、おっとの健保には大目にみてもらおうという仕組みともつかない仕組み

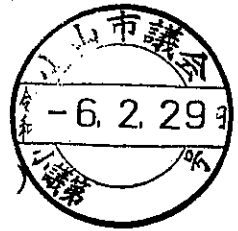
視察調査・研修会等報告書

令和 6 年 2 月 26 日

下記のとおり報告いたします。

小山市議会議員 篠崎 佳之 様

議員氏名(片山 照美)



研修・視察日時	令和 6 年 2 月 9 日～11 日
研修会場・視察先	滋賀県 大津市 びわ湖大津プリンスホテル
研修名・視察目的	アメニティーフォーラム
応対者(説明者)の 役職・氏名等 ※視察調査のみ記載	
参加議員(同行者)	
調査概要	障がいのある人を巡る課題はますます広がりを見せています。 障がいのある人の重度化、発達障害、高次脳機能障害に苦しんでおられる方、貧困や養護環境に苦しむ子供たち、罪を犯した障がい者、高齢者の課題等、福祉を巡る課題は互いに連鎖し、「福祉」が担うべき領域は広がっています。 今後は小山市においても、誰一人取り残さない地域づくり、共生社会づくりをしていかなければならないと思います。その為には市民一人一人の理解、受け入れ、そして協力を得られるように時間をかけて地域を耕していきたい。時間はかかりますが、それをしなければ、豊かな小山市にはなれないと思います。
市政の課題等に対し どのように参考になるか、 所感等	アメニティーフォーラムに参加、研修を受けることで、障がいを持つ人々の様々な課題について考え、顕在化し、提案する機会を提供できたらと思います。 障がいのある人を社会構成する大切な人と位置づけ、同じ社会の構成員である私たち一人ひとりが価値観を変え、行動できる第一歩になることができると考えます。

視察調査・研修会等報告書

No.1

(2月9日) 沖縄に出向いた映像を見ながら

私宅監護の歴史に耳を澄ませる。

～大西暢夫の映像と共に考える、本当に強い社会、命の尊さとは～

「私宅監護」という言葉を知っていますか。

精神障害のある人が、自宅の裏庭や小屋などにとじこめられた措置の事です。

1900年に制定された精神病者看護法に基づいて、行政が主導し、日本各地で行われました。当時、地域で暮らす問題行動のある人の存在は警察や保健所に届けることが義務付けられ、各地に設置された監置室の場所は公的に把握されていたそうです。1950年に精神衛生法が法制定されたことで廃止されましたが、沖縄では例外的に、1972年に領土がアメリカから返還されるまでこの措置が続きました。沖縄には、当時監置室として使われていた小屋も存在しています。この出来事、今となっては昔の話に思える一方で、誰もが違いを持ちながら地域で共に暮らす社会を構想するうえで、今も重要な問いをつきつけられている気がするのです。

「私宅監置」の本質はどこにあったのか、翻って今の社会は当時と比べて何が変わったのか、変わっていないのか、一人ひとりが、自分の心の中をのぞき込みながら、考える時間となればと思っています。

講演「全国を希望のまちに」 奥田知志(認定NPO法人 抱僕 理事長)

今、何ができるのかを考えアイデアを出す。地域福祉には特効薬はなく漢方のようにじっくりと時間をかけて対応する必要がある、かつ地域には多様な背景、考え方を持つ人が住んでおり、そして、多様な団体、事業所、医療機関が存在している。

今、何ができるのかを皆で考え、アイデアを出し合うことが重要であるということ。それは、小さな一歩なのかもしれませんが、漢方のようにじっくりと時間をかけ対応することで、地域共生社会の実現が見えてくるのではないのでしょうか。

地域共生社会は新たな地域の形をつくるというより、かつての濃い地域関係復興しようとする運動なのかもしれません。

地域に生きて地域で暮らしている以上、誰もが支え、支えられるものであるという考えのもと、地域の資源や人の多様性を活かしながら人と人、人と社会が繋がりあう取り組みが生まれやすいような環境を整える必要がある。

<司法×福祉は次のステージへ>

長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業概要 施設内処遇 移送 ○特性に応じた作業・訓練 ☞ 一般作業 ☞ 職業訓練 ☞ 職場体験 ☞ 一般就労（一般企業・特例子会社） ☞ 福祉的就労等（農福、就労移行・継続支援） ☞ 福祉的支援 など 社会復帰に向けた調整 療

視察調査・研修会等報告書

No. 2

育手帳の取得に向けた調整 ○特性に応じた指導 ☞ 一般改善指導（SST 等） ☞ 特別改善指導（就労支援指導等） ☞ 教科指導 社会福祉法人 南高愛隣会 現状・問題点 長崎刑務所をモデル事業実施庁に指定し、九州各県所在の刑事施設から知的障害受刑者を一定数集約（50 名程度）した上で、障害者福祉の専門的知見・ノウハウを有する社会福祉法人南高愛隣会に業務委託を行い、①特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案、②処遇計画に基づく訓練・指導、③療育手帳等の取得に向けた調整、④息の長い寄り添い型支援を可能とする調整を実長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業概要

現状・問題点

○全受刑者のうち知的障害を有する者又はその疑いのある者（以下「知的障害受刑者」という）は、全国で1,345 名であり、このうち療育手帳を取得している者は 414 名（30.8%）であることが判明（令和 2 年 9 月矯正局特別調査） ○知的障害受刑者の再犯期間は短く、刑事施設への入所度数は多い傾向（必要な支援がないまま短期間で再犯を反復） ○知的障害受刑者の再犯防止を推進するためには、①障害特性の把握と就労等を見据えた処遇の実施、②福祉サービス等を受けるための療育手帳の取得、③社会復帰後の継続した寄り添い型支援等が必要であるところ、矯正施設だけでこれら障害特性に目を向けた取組を行うには専門知識やノウハウが不十分 ○長崎刑務所は、刑事施設では全国唯一の「社会復帰支援部門」が設置されており、社会福祉関係機関との連携実績あり

< 自家用有償旅客運送や許可・登録 不要の運送の可能性と課題 >

特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク （理事長 中根 裕）

設立 2005 年 11 月 27 日（設立総会）

▽ 会員数 195 団体（2023 年 3 月末） ▽ 主な事業活動（2022 年度実績） ▽ 国への提言・交渉（国土交通省、厚生労働省等） ▽ 人材育成・研修（33 回 166 人受講） ▽ 移動サービス立ち上げ支援・相談対応（相談件数 193 件） ▽ 情報発信（関係書籍の発行、機関紙モヴェーレ年 2 回発行） ▽ 講師派遣対応（年 100 件前後） *全国移動サービスネットワーク（概要） *障がい児の通学支援に関して、2021 年度に取り組んだ調査結果を基にした 普及啓発のための広報ツールを作成。

障害者の移動手段に対して、様々な提案提言をこれまでいくつもすることで、地域生活が広がり社会参加を豊かにすることができた。

視察調査・研修会等報告書

No.3

(2月10日) B'会場 大平慎太郎(元厚生労働省障害福祉専門官)

今年の報酬改定から考える ～地域の暮らしが進むでしょうか

児童福祉法の一部改正 (令和6年4月1日施行)

改正の趣旨 児童虐待の相談件数の増加等、子育てに困難を抱えている世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 1, 子育て世帯に対する包括的な支援の為に体制強化及び事業の拡充
- 2, 一時保育所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- 3, 社会的養育経験者・障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- 4, 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- 5, 一時保護開始の判断に関する司法審査の導入
- 6, 子供家庭福祉の実務者の専門性の向上

<報酬> 加算の一本化、障がい福祉サービスは小さい事業所が多くなかなか収入に結びつかない。業務の簡素化、質の確保の意思決定支援を運営基準に位置づけし、見直し、訪問介護は1%見直す。災害、感染症の対応、情報の形成未実施の減算。

グループホームへの地域連携、地域移行、日中一時サービスは施設のサービスをつかいたいという人もいるということを踏まえて、令和8年に義務化。強度高度障がい施設における中核的な人材の必要性

- ・医療的ケア児も成人期に移行した場合の視点
- ・高次脳機能障害にもグループホームに入っている人が1人暮らしを希望しているかもしれない。
- ・障がい児も子ども家庭庁へ移った。
- ・インクルージョン支援
- ・家族支援の充実、相談支援は重要

(地域生活拠点事業、コーディネーターの配置)

- 1, 地域移行をどう考えるか。拠点コーディネーター地域生活支援拠点はかなり強化されつつある。

地域移行専従者確保

- 2, 緊急対応に追われる理由 家族介護に追われすぎる。

- 3, 意思決定支援の期待

地域移行をさらにすすめていくための報酬改定

視察調査・研修会等報告書

No.4

介護は移動がない。家族介護にゆだねている。障がい者は移動支援がある。やりがいを上手く示していく

必要がある。障がいは障がい、高齢は高齢と分けなくて、地域全体で支えていく。この先にみえてくる普遍的な困りごとに対してどのようにしていくのか？ 今後は地域共生社会を見据えていかなければならない。

<当事者と支援者の「お金」について学ぼう>

障害年金 1級 73万人 月 8万2千円 2級 148万人 6万6千円 1級は1.25倍増し

初診日より、1年6ヶ月が過ぎてから。障害は将来に備えてることが難しいので最初から満額を出す。

障がい等級の考え方の違い、就労との関係。65歳まで年金を払う制度にすれば年金額は8,000円ぐらい上がる。障害年金もかわるかもしれない。

パートタイムも週20時間以上働いている者については、傷病手当の摘要への動きがある。

以前は少子高齢で年金が持たないのではないかの議論が多かった。

障がい者自立支援法で、大きな負担が発生するようになる。2010年グループホームの家賃引き上げ年金課題、初診日と発症のずれ、初診日の若いケース。年金の医学モデルから社会モデルへ障がいの人々の年金を上げることで、特に地域生活が貧弱にならないか。

生活費に足りてないのが現実

1, 本人の収入を増やす。

2, 工賃が増える。

・一定の財源の投与、年金保持者の増加、総合支援法の仕組みの不十分さ

利用者、職員も長く働く。雇用、健康、老後の不安

投資への教育、長く働く環境を整える。60代、70代、に対して入院、通院保障、医療に対して支援24時間フィットネスクラブと補助、健康福利厚生に力を入れる。誰もが地域の中で幸せを感じながら元気に暮らす。

<子供をど真ん中においた国づくり> ~子どもにとって幸せな社会を創るために必要なこと~

*全ての子どもに対して、インクルージョンにすすめていく

*必ずフィードバックできるサイクルを作っていく。

(渡辺)子ども家庭庁

77万人生まれる中で20万件の虐待がある。

視察調査・研修会等報告書

世界38カ国中20位 精神的幸せでは38ヶ国中30位

税金の無駄、子どもや若者が生まれ育たない日本。

2006年から2015年は3組に1組は離婚 20万人に離婚 ひとり親は突出している

子どもは子どもの世界で育っていく、価値観を考る。

問題は財源にある。

バリアフリー映画鑑賞

(2月11日)

超高齢化・人口減少の最中に求められること

社会福祉のデザインとは？

平成の主な社会保障制度改革

1989年 消費税導入 1990年 ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進10カ年計画） 1994年 エンゼルプラン（今後の子育て支援のための施策の基本的方向） 2000年 介護保険制度 社会福祉基礎構造改革（措置から契約への移行等） 2002年 医療保険の給付率の一元化（3割負担） 2003年 少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法 2004年 公的年金へのマクロ経済スライド導入、65歳までの雇用確保措置の義務化 2005年 障害者自立支援法 2006年 後期高齢者医療制度 2012年 社会保障・税一体改革（基礎年金国庫負担1/2、子ども・子育て支援新制度） 障害者総合支援法 2013年 生活困窮者自立支援法 2014年 難病医療法、医療介護総合確保推進法（地域医療構想等） 2015年 国民健康保険制度改革（財政運営主体の都道府県単位化） 2017年 介護保険制度改革（介護医療院、現役並み所得者3割負担、共生型サービス） 2019年 幼児教育・保育の無償化 7 令和時代の社会保障制度改革を考える視点（令和2年版）

令和時代の社会保障制度改革を考える視点（令和2年版厚生労働白書） 8 新たなつながり・支え合い 人生100年時代 担い手不足・人口減少 経済・財政 ポスト・コロナ 社会保障制度改革の社会機能の強化 持続可能性の強化（サービス提供面）（財政面） デジタル・トランスフォーメーション（DX） 平成の社会保障改革は、①社会保障の機能の強化と②財政面の持続可能性の強化。 2040年を見据えると、財政面の持続可能性は同様だが、3つの方向性（①人生100年時代、②担い手不足・人口減少、③新たなつながり・支え合い）に沿った改革が必要。 3 その際、担い手不足・人口減少の観点からサービス提供面を含めた持続可能性の強化が必要となろう。

2040年に向けての社会保障の方向性・女性、高齢者、外国人の役割拡大 ⇒ 属性・年齢にとらわ

No 6

④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保